

鹿屋市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正
する規則

鹿屋市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年鹿屋市規則第215号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「次条第1項」を「次条第1号」に改める。

第3条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、市長等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

第9条第1項中「入力」の次に「又は第3条第2項ただし書に規定する措置」を加える。

第9条第2項中「電子署名」の次に「又は市長等が別に定める方法により当該処分通知等を行った市長等の氏名又は名称を明らかにする措置」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。